

資料名：要求水準書【Ⅱ. 市営住宅整備業務編】

No.	頁 (旧)	旧 (令和8年5月26日公表)	新 (令和8年7月9日公表)	
1	18	7 (3) 「イ 解体撤去対象施設等」 表「既存住棟リスト」欄外注記 【該当項目なし】	7 (3) 「イ 解体撤去対象施設等」 表「既存住棟リスト」欄外注記 <u>・各街区の既存住宅等の解体撤去工事完了後における敷地の状態については、原則として更地（裸地）とする。ただし、敷地境界を明確にするとともに、第三者の過失による立入りや無断駐車等を抑止するため、仮設杭及びロープを設置するものとする。</u>	※1

※1 当該箇所について、要求水準の規定がなかったため追記したもの。

資料名：要求水準書【Ⅲ. 入居者移転支援業務編】

No.	頁 (旧)	旧 (令和8年4月10日公表)	新 (令和8年7月9日公表)	
1	9	2 (3) 「キ 仮移転を実施済みの仮移転者に対する留意事項」 また、退去の意向を表明した場合、当該の者は <u>移転支援対象者から外れる。</u>	2 (3) 「キ 仮移転を実施済みの仮移転者に対する留意事項」 また、退去の意向を表明した場合、当該の者は <u>退去をもって移転支援対象者から外れるものとし、それまでの間は「8 退去支援業務」に準じて退去を支援するものとする。</u> <u>なお、当該の者が外部仮移転者の場合、「6 外部仮移転に係る賃貸借契約等支援業務」について、退去が完了し、かつ、賃貸借契約の解約が成立するまで遂行するものとする。</u>	※2
2	9	2 (3) 「ク 親族の住居等を仮移転先とする仮移転者に対する留意事項」 【該当項目なし】	2 (3) 「ク 親族の住居等を仮移転先とする仮移転者に対する留意事項」 <u>移転対象者が親族の住居等を仮移転先とすることを市が承諾した場合であっても、当該の者は入居対象者とみなす。この場合のPFI事業者の業務の範囲は、仮移転は「4 内部仮移転支援業務」に、本移転は「9 本移転支援業務」に準ずるものとした上、具体的には市とPFI事業者が協議により定めるものとする。</u>	※3

※2 仮移転者の自主退去は例外的事項として取扱いを定めている。当該箇所については取扱いの記述が簡素で、PFI事業者の業務範囲が不明瞭のため追記したもの。

※3 仮移転先としては、「団地内の第1工区以外の住棟の空き住戸」「民間賃貸住宅の空き住戸等」を想定していたところ、いずれにも該当しない「親族の住居等」が生じ得ることが新たに確認された。そのため、これを例外的事項として、取扱いを定めたもの。